

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給に当たり、事業主の皆さまのご協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給する制度です。なお、事業主の負担はありません。

- 令和2年4月1日から12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者
- その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

「支給要件確認書」の記載について～事業主の皆さまへご協力をお願いします～

休業支援金・給付金の支給に当たっては、労働者が申請する際に申請書に添付する「支給要件確認書」に、休業の事実などを証明いただく必要があります。

円滑な支給のため、「支給要件確認書」の記載についてご協力をお願いします。

《注意事項》

- この支給要件確認書の記載は、休業支援金の支給要件を確認するためのものであり、労働基準法第26条の休業手当の支払義務の該当性について判断するものではありません。
- 申請には労働保険番号が必要です。農林水産の一部の事業を除き、労働者を1人でも雇用していれば、業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、手続を行う必要があります。
- 労働者が休業支援金の支給申請をしたことのみを理由として、当該労働者の解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などを行った場合、労働契約法に照らして無効等となる場合があります。また、業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。

休業支援金の申請に関する職場のトラブルについて～労働者の皆様へ～

休業支援金の申請に関連して、解雇、雇止めなど職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。

同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。

休業支援金に関するお問い合わせは

- お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

その他、休業支援金に関するQ&Aや、申請書等は厚生労働省HP特設サイト（下記URL）に掲載しています（「休業支援金」等で検索ください）。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる「休業」についてお知らせします。

休業支援金・給付金の対象となる休業は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、本来予定していた就労の日に労働者を休ませることをいいます。

休業支援金・給付金の支給に当たっては、**原則として、労使で共同して作成した支給要件確認書により確認します。**「支給要件確認書」において事業主が労働者を休業させた事実が確認できれば、労働契約書などの添付書類は不要です。

（注）例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により店舗が入居しているショッピングセンター等の施設全体が休館して休業となった場合など、外的な事業運営環境の変化に起因する場合であっても、**事業主が労働者を休業させたことに当たります。**

日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制の労働者などについて

これらの方についても、休業前の就労の実態や、下記のケースなどを踏まえ、申請対象期間に事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成していたのであれば、**休業支援金・給付金の対象となります。**

また、「支給要件確認書」において休業の事実が確認できない場合であっても、**以下のケースについては、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。**

- 労働条件通知書に「週〇日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ていたといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
- 休業開始月前の給与明細等により、6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

留意事項

- 支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。その場合、都道府県労働局から事業主に対して、確認や協力依頼を行います。
- 都道府県労働局から、事業主や申請者に関係書類の提出などを求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

既に不支給の決定通知を受けている方へ

本来、休業支援金は一度支給決定または不支給決定を受けた申請対象月については、その決定を変更することはできません。

ただし、「休業の事実」や「雇用の事実」が確認されないとして既に不支給決定を受けている方であっても、本リーフレットに掲載のケースに該当する場合には、改めて申請していただくことが可能です。その場合は、申請書等の申請に必要な書類に加えて不支給決定通知書の写しも提出してください。

パネル写し

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の 拡充を求める要望書

立憲民主党 厚生労働部会
部会長 長妻 昭

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ継続している中、連日、ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルスの影響が長期化し、とりわけ雇用に対する影響が深刻さを増している中で、休業手当のなまに休業状態（実質的な失業状態）に置かれてきた労働者への支援は、働く者の命を守る観点からも喫緊の課題です。しかしながら、本年7月にスタートした現行の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、①中堅・大企業の労働者が一律に対象外とされていること、②雇用関係の継続と事業主の休業命令が要件となっっているため、シフト制労働者や登録型派遣労働者などの申請・受給が困難であること、③事業主の確認協力が得られない場合も受給が困難であることなどの重大な問題が顕在化しています。その結果、休業支援金・給付金の予算が5442億円であるのに対して、10月15日までの累計支給決定額は約250億円で、予算の執行率は未だ5%未満に留まっております、本来支援すべき多くの労働者に支援が届いておりません。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響という緊急事態における特別な措置として、下記の通り、休業支援金・給付金の特例的な拡充措置を速やかに講じていただくことを強く要望いたします。

要望事項

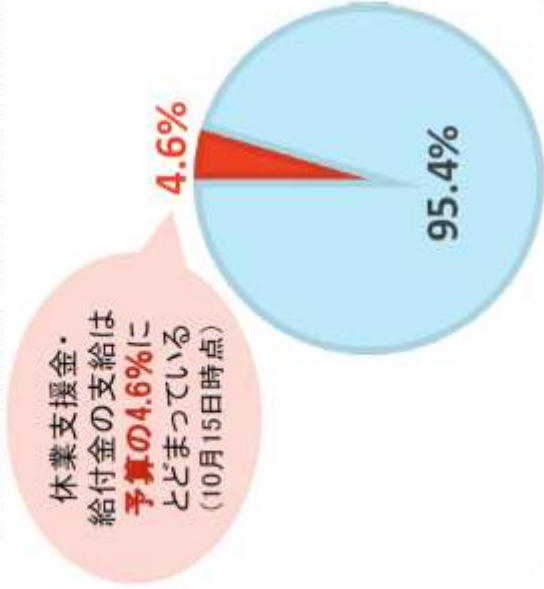
1. 企業規模にかかわらず、休業手当を受けられていないすべての労働者を休業支援金・給付金の支給対象とすること。
2. 日々雇用、シフト制アルバイト、登録型派遣等の労働者についても、雇用の常態化が証明できる資料等があれば、労働局の判断において使用者からの休業指示があったものとみなし、支援金・給付金の支給ができるよう措置を講ずること。
3. 労災保険の加入確認を本支援金・給付金の給付決定手続から切り離すこと。手続がとられているかどうかを支給の条件としないこと。
4. 上記の措置に伴い、これまでの申請で不支給になった方についても新しい基準の下で再審査・再申請できるようにすること。
5. 雇用調整助成金の特例措置と休業支援金・給付金の期限を今年度末まで延長すること。
6. 休業支援金・給付金制度における休業の概念や新しい基準について、労使団体、商工会議所等をはじめとする各業界団体、とりわけホテル及びホテルアルバイトの紹介会社、バス会社、バスガイド紹介会社、派遣業界、大学等の教育機関等にあらためて周知を徹底すること。

以上

出所：立憲民主党HP資料

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(「休業支援金拡充法案」) 概要

- 政府による現行の新型コロナウイルス感染症休業支援金・給付金制度の問題点 ■
 - 大企業の非正規労働者は対象外 [→ 政策①]
 - シフト制・日々雇用の労働者にはハードルが高い [→ 政策②]
 - 給付に必要な事業主の協力が得られない [→ 政策③]



〔第二次補正予算での計上額5442億円に対する、2020年10月15日までの累計支給決定額約250億円の割合〕

「休業支援金拡充法案」の3つの政策

- ① 休業支援金・給付金に係る企業規模要件の廃止
⇒ **大企業の非正規労働者も受給可能に**
- ② 事業主に雇用されることを常態としていた者が休業支援金・給付金を受け取るための措置の義務付け
⇒ **シフト制・日々雇用の労働者の受給が容易に**
- ③ 事業主に対して、支給を申し出た労働者の不利益取扱いの禁止、国の措置への協力の努力義務等
⇒ **支給の申出について事業主の協力等を確保**

出所: 立憲民主党HP資料

雇用形態別 休業の際の賃金補償制度の概要

	正社員	契約社員	パート ・ アルバイト	日々雇用 ・ フリーシフト
大企業	労基法 雇調金	労基法 雇調金	労基法 雇調金	
中小企業	労基法 雇調金 休業支援金	労基法 雇調金 休業支援金	労基法 雇調金 休業支援金 ・ 給付金	休業給付金

大学生Aさん:ホテルで4年間アルバイト ホテルから休業支援金は断られる「休業ではない」(日々雇用)

私は今大学四年生で、進学と同時に一人暮らしをしています。家賃と通信費は仕送りで、それ以外の生活費はアルバイトでやりくりしていました。

私は有料職業紹介所から紹介されたホテルの宴会場で、日々雇用という形で働いていました。大学1年生の5月から始め今年で4年目になります。このアルバイトにはランクがありC50から始まり勤務期間、勤務態度等をもとにホテルと紹介所の協議によってD、D50、Eと昇級していきます。私は今年3月付でEランクになりました。しかし喜びもつかの間、アルバイト先がコロナの影響を受け事業を縮小、そのため一切働くことができなくなりました。

新しいバイトも探しましたが、この状況下で求人は少なく、また、大学4年生の私は長期で働くことができません。そのため安定して収入を得られるバイトを見つけることができずにいます。

雇用主であるホテルからは一切休業手当は出ず、困っていたところ「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を知り、申請しようと考えました。申請内容を確認し、紹介所に仲介に入っていただけホテルに事業主欄の記入をお願いしましたが、応じてはくれませんでした。

ホテル側は、日々雇用で常態化している者とは社会保険加入者であり、また、アルバイトに対し求人を出さなくなったが、休業指示を出したわけではないから私は該当者ではないという意見でした。

しかし、この支援金はQ&Aを確認すると、雇用保険加入者に限らず学生アルバイトにも支給されることが書かれています。また、コロナの影響を受け、本来なら求人を出せなくなったということは事実上の休業に該当するのではないかと思いました。もし、協力を得られたならば、令和1年11月分90,744円、令和2年1月分82,599円、令和2年2月分81,296円を実績として、ホテルが臨時休館していた4月15日から6月15日までを休業期間とし、申請する予定でした。

しかしながら、これまで労働局をはじめとする様々な機関に問い合わせ、厚生労働省のホームページも調べ、それに基づきホテルに協力の要請を再三してきましたが、ホテルの意見は変わることはありませんでした。おそらくこれからも私の力では覆すことはできないと思います。

私の働いているホテルでは約80人が同じ日々雇用のアルバイトとして雇われています。きっと全国規模で見れば数万人にのぼると思います。そして大多数が私と同じように仕事なくなり生活が苦しいにも関わらず「日々雇用」という理由で申請すらできずにいます。

なので、この「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を本当に苦しんでいる人に届く制度にしてください。お願い致します。

Q&A【②対象労働者、対象事業主】6日雇労働者は対象となりますか。より「雇用関係が継続していない場合、対象とはなりません。なお、契約上はいわゆる日々雇用であったとしても、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、更新により労働契約が継続されることを前提に、事業主が労働者を休業させる場合には、支援金・給付金の対象となります。」

【大学生に対するホテルからの回答】

以下内容です。

弊社で検討しました結果、

①弊社側としましては、休業指示をしていないため、証明を発行することは難しいこと

②弊社内での雇用の常態化の定義については、社会保険加入者であること

となるため、本件をお受けすることが難しいと判断致しました。

弊社側としましても、意向に沿える結果が出せないか検討を致しましたが、今回の結論と

なりました。

弊社からの内容を一度ご本人様にお伝えいただけますでしょうか。

何卒よろしく願いいたします。

私共としましても、皆様のお力になれずもどかしい思いで

いっぱいです。誠に申し訳ございません。

何卒宜しくお願い致します。

出所:立民会派 厚生労働部門会議(2020年10月22日)配布資料
(休業支援金申請の当事者からの提出資料)

【#広島】伝統を守りたい！バスガイドさん応援Project

teamsakura

まちづくり・地域活性化



観光客が減り、私達バスガイドも減っています。このままではいずれまた多くの人が広島を訪れて下さるようになった時に、広島の魅力や伝統を伝える事ができなくなってしまいます。今、バスガイドさんたちは皆さんの支援を必要としています。

クラウドファンディング起案者：
 有限会社KSシステム さくらバスガイド紹介チーム
 杉野 博司 代表取締役

出所：CAMPFIRE HP「【#広島】伝統を守りたい！バスガイドさん応援Project」
 （起案者情報は、山井事務所にて付記）

<バスガイドさんのお話>

- ・バスガイド紹介所に登録をしているバスガイド。
- ・2月～9月にほぼ収入がなく、利用できる支援がないか模索していた。
- ・当初、持続化給付金の給付が受けられるかと考えたが、紹介所に登録しているバスガイドは「日々雇用」になるので対象にならないことが判明した。
- ・その後、「日々雇用」であれば休業支援金の対象になるのではないかと考えた。
- ・バスガイド紹介所に登録しているバスガイドは、複数の事業所に雇用され、勤務しており、勤務する複数の事業所からそれぞれ雇用が継続していることを証明してもらい、休業を認める書類を提出してもらって、給付を受けることができた。
- ・申請は、繁忙期でもある4月～8月分（5か月分）で申請。その結果、私には89万円の振り込みがあった。
- ・60～70人の同僚のバスガイドも申請し、給付を受けている。
- ・給付を受けられたポイントは、休業支援金を要望する私たちバスガイドに対して、バスガイド紹介所の社長さんが、「私がまとめてみんなの代わりに動くから、バスガイドさんは個別にはバス会社と話しをしないでほしい」と、関係する16社のバス会社（事業所）のそれぞれと労働局に何度も足を運び、説明と調整、申請と給付に向けた協力依頼をして頂いたこと。
- ・社長の思いは、「補償がないままでは、皆さんがバスガイドの職から離れてしまう」「バスガイドを守りたい」だったと聞いている。この考えにバス会社も共感し、申請・給付が実現したと思う。
- ・実際に、今回、社長の協力依頼に応じなかった事業所も数社ある。
- ・事業所の理解と厚生労働省の申請・給付対象や手続きの緩和（労働の実態を見て給付するなど）が進めば、給付人数は拡大すると思う。

<バスガイド紹介所社長のお話>

- ・バス会社との交渉の中で、雇用調整助成金の申請していない会社は、今回の対応に当初から協力的だった。一方、雇調金を申請しているところは、後々の調査で労働局から詮索されたり、指摘されたりすることをとても警戒し、理解してもらうのが難しかった。
- ・雇用契約書を明確に交わしておらず、そのため日雇でもないという認識がバス会社側にはあったようだ。
- ・県内の最大手のバス会社が理解を示してくれて、その後各社の対応も変化した。なお、全体16社のうち協力してもらえなかった会社も4社あった。
- ・県内には、同業のバスガイド紹介会社もあるが、そちらでは休業支援金の申請はしていないと聞いている。
- ・個々のバス会社ともかなり議論をしたが、労働局ともかなり議論をし、対応を詰めた。
- ・今回の取り組みを通じて申請書のひな型を作成したので、同様のケースがあれば、このひな型を活用すれば、全国のバスガイドさんがスムーズに手続きを進められ、休業支援金の給付を受けられる可能性があると思う。
- ・厚生労働省には、複数事業所で働いている労働者については、包括的に雇用の継続性を認める方法を検討して頂きたい。

以上

出所：立民会派 厚生労働部門会議（2020年10月22日）配布資料
 （休業支援金申請の当事者からの提出資料）

シフト制で20万円の休業支援金が支給された大学生アルバイト (最初はホテルから拒否)

【学生とホテルとのやり取り】

勤務期間：2019年4月より現在まで

平均給与(シフトの頻度)：約5万円～約7万円(週2日～4日)

雇用期間：2020年4月1日から2021年3月31日まで

出勤形態：シフト制

アルバイト数：約100人

4月29日：ホテル側より5月以降の休業を通知
(再開時期については未定)

6月29日：ホテル社員、全アルバイトが属するLINE上のグループトークにおいて、アルバイトAより「新型コロナ対応休業支援金制度」(以下、休業支援金)の申請の可否を問う内容のメールをホテル社員の方に向けて送信

同月同日：ホテル社員より、「本社に確認したところ、休業の定義はあらかじめ勤務日数を約定した場合に当てはまるものであり、本件においては、アルバイトは労働契約書より月の所定労働時間の取り決めがなされていないことから、「会社都合の休業には該当しない」ので制度の利用は無い」との返信。
詳しいことは、「経営企画部(おそらく経理などを行う部門)に連絡してほしい」との連絡あり。(アルバイトAが経営企画部に連絡したものの返信は無し)

7月8日：山井議員の事務所でインターンをしている友人(以下、友人B)が、アルバイト先が休業しているが休業手当をもらえていない学生を探していると聞き、友人Bに連絡。

7月10日：山井議員と面談。休業支援金について話を伺い、制度について知る。

8月8日：友人Bより新聞記事(休業給付金、シフト決定前に休業でも申請可 厚労省方針)のリンクを送付してもらい、内容を知る。

同月同日：ホテルの経営企画部に向けて、LINE上で、上記の記事及び支援金は国からの支給であり事業主は一切の負担を負わない旨を連絡
→その後一週間以上返信なし

8月17日：ホテルより、「書類を送ってくれば、必要事項に記入する」という返信

9月8日：ホテルに向けて記入資料を送付。その後、一週間を経たうちに記入済みの資料が返送される。

9月の第3週：資料を厚生労働省に対して送付

10月19日：支援金約20万円(月平均約5万円×5月～8月分)の振り込みを確認
他同僚3名が支援金受け取り済み、2名が審査中



出所：立民会派 厚生労働部門会議(2020年10月22日)配布資料
(休業支援金申請の当事者からの提出資料)

ホテル勤務の方について（電話によるご参加）

- 私は東京都の某ホテルで、有料紹介会社を介し、約一年半の間、配膳業をしており
ました。
- 月によりばらつきはありますが、月15日～25日出勤。お恥ずかしながら、日々雇
用とも知らず、労働条件通知書もなく働いていました。3月15日以降はコロナによ
り、仕事が全く無くなりました。
- 配膳業で生計を立てていたのでも4月以降全く収入がない私には、今回の支援
金で救われると期待しました。が、ホテルの対応は日々雇用だったので休業さ
せたわけではないとの事でした。
- （リーフレットは）何度も読ませて頂き確認しました。「1.半年以上、月4以上の
勤務」は当てはまります。2.、こちらが不安です。事業主に（対して）、「コロナが
なければ配膳を使い続けていたのでは？」の問いに、「そうだったかもしれないしそ
うではなかったかもしれない」と言われました。（そういう回答は）あり得ないと思
います。わたし以外の配膳勤務も皆3月15日以降仕事はなくなりました。
- コロナがなければ配膳を使っていたかの問いに「労働局はそういう聞き方をしない
と思います」とも言われました。
- 「休業」を命じていないとしても、労働局の調査で「コロナが無ければ継続的
に雇用していただろう」とはっきり言ってくれるかは結果が出るまで不安で
す。

以上

出所：立民会派 厚生労働部門会議（2020年11月9日）配布資料
（休業支援金申請の当事者からの聞き取り資料）

ご発言の方々について （休業支援金を受け取ることができない当事者の方）

Aさん、Bさん（女性） 9月上旬に申請。11月9日（火）に不支給決定通知受領

- ・ 中小企業
- ・ 試食販売のアルバイト（月給13～15万円）、昨年10月から今年3月までは、月7～10日の勤務。
- ・ 勤続10年。
- ・ コロナによる休業で4月から休業手当は出ず、無収入となる。
- ・ 事業主は、「シフト制のアルバイトだから、休業させてない」と主張し、休業支援金・給付金の申請に同意しない。
- ・ 同業の試食販売の会社は、アルバイトに休業支援金の申請を勧め、受け取ることができている。
- ・ Aさん、Bさんが、「コロナが理由で仕事がなくなったのですよね」と聞いても、事業主は「それは分からない」と回答。
- ・ 11月8日（月）立憲会派の厚生労働部会に参加され、厚労省担当者も同席のもと、派遣ユニオンの関根書記長から「Aさん、Bさんは、今までは対象外だったが、10月30日のリーフレットにより、対象になるはず」と発言。Aさん、Bさんは、「皆さんのおかげで対象になりそうありがとうございます」と感謝の発言。
- ・ 11月9日（火）「休業を命じていない」という理由で不支給通知が届く。
- ・ 10月30日のリーフレット記載されている「労働局からの問い合わせ」に関する連絡はない。

Cさん（男性）

- ・ 大企業
- ・ ホテル（大企業）の宴会場の配膳業務（月給約20万円）
- ・ コロナによる休業で、4月から「シフト制のアルバイト」との理由で休業手当の支給なく、無収入。労働基準監督署に相談したが、「シフト制のアルバイトのため、休業には当たらない」とホテル側が説明し、労基署も「それ以上は指導できない」とのこと
- ・ 休業支援金・給付金も「ホテルが大企業なので、対象外。休業支援金は、中小企業の労働者のみが対象」とホテル側に断られる。
- ・ このホテルには、同様に無収入になったアルバイトが100人程度いらっしゃるとのこと。

以上

出所：立民会派 厚生労働部門会議（2020年11月9日）配布資料に、
山井事務所にて追加聞き取りの上、加筆
（休業支援金申請の当事者からの聞き取り資料）

〒 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 様

〒 107-8306
東京都千代田区
九段一丁目六番五号
東京労働局
E: 050-1748-0093

様式第12号

令和 2年 10月 31日

[REDACTED] 殿

東京労働局



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金不支給決定通知書 (4月分)

令和 2年 09月 09日付け「新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金支給申請書」で申請のあった標記の支援金・給付金については、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給要領」に基づき、支給に係る審査等を行った結果、下記のとおり決定したので通知する。

記

次の事由により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給は行わないものとする。

事業主の命による休業の事実が確認できないため

〒 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 様

〒 103-8306
東京都千代田区
八重洲一丁目六番五号
東京労働局
E: 050-1748-0093

様式第12号

令和 2年 10月 31日

[REDACTED] 殿

東京労働局



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金不支給決定通知書 (4月分)

令和 2年 09月 09日付け「新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金支給申請書」で申請のあった標記の支援金・給付金については、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給要領」に基づき、支給に係る審査等を行った結果、下記のとおり決定したので通知する。

記

次の事由により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給は行わないものとする。

事業主の命による休業の事実が確認できないため

（キリトリ線）
次の支給申請の際に、必ず支給申請書に貼ってください。貼らない場合は支給まで時間がかかることがあります。

支援金等対象者番号 [REDACTED]	氏名(カナ) [REDACTED]
申請者区分:本人	東京労働局

（キリトリ線）
次の支給申請の際に、必ず支給申請書に貼ってください。貼らない場合は支給まで時間がかかることがあります。

支援金等対象者番号 [REDACTED]	氏名(カナ) [REDACTED]
申請者区分:本人	東京労働局

2020年8月26日

8月25日ニュースレターNo.9発行しました

暑い日が続いています。7月は雨ばかりでしたが、8月になってからはずうっと猛暑です。体調管理にはお気を付けください。

さて、昨日8月25日、弊社の登録デモンストレーターさんあてのニュースレターNo.9を発行しました。Eメール、FAXは同じですが、葉書は内容削減しての発行です。葉書の方も本日には届くと思えます。

今回は、好評の食品添加物に関する記事と、No.7から引き続きの「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」に関する記事が中心です。嬉しいことに、弊社デモンストレーターの何人かから、「銀行に給付金が入金していました」という知らせを頂きました。通知書の郵送よりも振り込み入金の方が先そうですね。これに伴い、2回目の申請手続きについても、触れさせて頂きました。

葉書版はスペースの関係より大幅に内容を削減しています。葉書版の方は、全文読めるようメールアドレスかFAX番号の登録をお願いします。近い将来葉書版は廃止の方向です。

2020年9月11日

9月10日ニュースレターNo.10発行しました

昨日9月10日、弊社の登録デモンストレーターさんあてのニュースレターNo.10を発行しました。早いものでニュースレターもNo.10となりました。今回は、社員全員の一言メッセージと休業支援金・給付金についての情報です。メールとFAXは同内容。葉書版は内容を削減しての送付です。葉書も本日届くと思います。

休業支援金・給付金は、4月～6月の休業についての申請は、9月末が締め切りですので、申請の意志がある方は早急に申請してください。なお、申請済みの弊社のデモンストレーターからは、入金してきたと言う連絡も増えてきています。また、申請済みの方には、弊社から2回目用の申請書もお送りしました。

相変わらず残暑が続いています。皆さまもお体には充分お気をつけ下さい。

2020年9月26日

9月25日ニュースレターNo.11発行しました

昨日9月25日、弊社の登録デモンストレーターさんあてのニュースレターNo.11を発行しました。今回は、「嬉しい気持ちで人に会う」の投稿文と、情報として「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」及び「住居確保給付金」についてが主な内容です。メールとFAXは同内容。葉書版は内容を大幅に削減しての送付です。葉書も本日届くと思えます。

なお、休業支援金・給付金は、ニュースレターと本お知らせでも4月～6月の休業についての申請は、9月末が締め切りとご連絡しておりましたが、昨日9月25日に発表があり、4月～6月の休業に關しても申請期限が12月末まで延長されました。また休業の対象期間も従来は4月～9月の休業ということでしたが、4月～12月の休業となり、対象期間も延長されましたので、ご案内申し上げます。

暑かった今年の夏も終わり、お彼岸を過ぎてからは、急に涼しい日となっています。季節の変わり目ですので、皆さまもお体には充分お気をつけ下さい。

2020年7月27日

7月20日ニュースレターNo.7（緊急）発行しました

少し前になりますが、7月20日、弊社の登録デモンストレーターさんあてのニュースレターNo.7を緊急発行しました。Eメール、FAX、葉書全て同じ内容です。

内容としては通常のニュースレターと違い、厚生労働省より発表され7月10日より申請が始まった「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」についてです。必ず確実とは言えませんが、弊社のデモンストレーターさんも、この給付金の対象になる可能性があり、みなさんにニュース・レターを通じて連絡いたしました。

2020年8月11日

8月10日ニュースレターNo.8発行しました

ここ数日東京は猛暑が続いております。本日の最高気温は37度と予想され、体温平熱を上回る温度です。今年は、長梅雨で気温が低い日が最近まで続きましたので、ひとさわ暑さが厳しく感じます。皆さまにおかれましても、熱中症には充分お気をつけ下さい。

さて、昨日8月10日、弊社の登録デモンストレーターさんあてのニュースレターNo.8を発行しました。Eメール、FAXは同じですが、葉書は内容削減しての発行です。葉書の方も本日には届くと思えます。

今回は、好評の「氣」と「心」に関する記事と、前回No.7の繰り返しになりますが「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」に関する記事が中心です。

葉書版はスペースの関係より大幅に内容を削減しています。葉書版の方は、全文読めるようメールアドレスかFAX番号の登録をお願いします。近い将来葉書版は廃止の方向です。

出所:株式会社ニュー・エスピーHPより山井事務所にて抜粋
(傍線は山井事務所にて付記)

休業支援金・給付金の申請が解雇につながった事例

○飲食店に非正規従業員として勤務しており、新型コロナウイルスの影響による売上の低下、また県からの自粛要請により休業となりました。

○勤務年数は2年6ヶ月で、昨年10月からは月平均25日程です。月給は平均で月19万円。

○4月5月は完全休業(1日も営業日ありません)でしたが、6月以降は予約があれば営業となりましたが、人件費削減や密を避けるためオナーナー1人だけで営業していたり、従業員が1人のみ出勤して営業したりしていました。

○確実な営業日が分からないうちにシフト提出のしようがなく、事業主から出勤できるか確認の連絡に返答して出勤する形でした。

○他の従業員が出勤している日に私が出勤していなかった事について事業主の言い分である従業員が勝手に休んでいただけという言い分が通り、事業主の命令による休業が確認できないため不支給となりました。

○非正規のため営業日は毎日入っていましたでしたが時給のみの給与のため、4月と5月は0円、6月から8月まではほんの僅かなお給料しか貰えず、休業手当等も支給されません。

○また、事業主の協力が得られなかったため個人の記入のみで提出し、労働局から事業主に確認の電話がいった日に、休業支援金の申請取り下げしなければ解雇と言われ、8月に解雇されました。

○9月に、「休業を命じられていない」という理由で、不支給決定が通知されました。

○新しいリフレットが出たので再申請しようと検討していますが、事業主がコロナがなければ雇用が継続していたとは認めず、再申請しても不支給のままではないかと不安です。

以上

【親会社が傘下の事業主に通知したメール】

「要求書」への回答

冠姓

10月21日付、貴「要求書」に対し、下記の通り、回答いたします。

草々

記

要求1：4月からの休業手当を10割払うこと。

回答1：拒否。

当社ではシフトが確定したものを「労働日」としており、シフト決定前の従業員には労働日が存在せず、休業手当の対象にならないと認識しています。

要求2：シフト決定前のアルバイト従業員に対して過去の実績で休業支援金・給付金制度の申請について協力すること。

回答2：本件は当社では判断していません。

休業手当の対象にならない従業員について、休業支援金の申請書には証明印を押さないよう、厚生労働省（コールセンター）より見解が出されており、当社としては、その見解に従って対応しているものです。

従業員からの休業支援金に関する問い合わせがあった場合には、①資格要件を満たさないため給付を受けるのは難しいこと、②会社では証明できないが、従業員個人が申請書を自分で役所に提出することは可能であること、を説明し、本人の対応に委ねています。

要求3：休業支援金・給付金制度が利用できることを外国人も含めて全アルバイト従業員に連絡すること。

回答3：拒否。

休業手当の対象となる従業員には休業手当を会社から支給しているため、休業支援金申請について会社が証明すべきケースは無いものと認識しています。

要求4：雇入れ時、労働契約書の更新時に通常シフトに曜日と労働時間、休憩時間、休日等を特定して書面に記載し労働者に明示すること。

回答4：拒否。

「シフト表による」という記載は、違法であると認識しています。

要求5：就業規則を提示すること。

回答5：グループウェア上に公開しており、従業員は誰でも見ることができます。ただし、その事実が全従業員に必ずしも伝わっていない可能性があるため、周知するよう配慮いたします。

以上

表題の件、これまで新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、「事業主の指示により休業し、その休業手当を受けることができなかった方」が対象とされており、一定の基準に従い従業員に対して休業手当を支給している当社は、申請の資格要件の対象外となっておりますが、

10月30日付 厚生労働省開示のお知らせにて、対象者の資格要件が改善され「事業主の休業の指示による休業でなくとも、休業開始前の給与明細等により、6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できる場合」にも各労働局の判断にて、同休業支援金・給付金が支給されることとなりました。

つきましては、上記資格要件を満たし、同休業支援金・給付金の申請を希望されるクルーの方がおりましたら、会社にて必要事項の記載対応をいたしますので、以下の書類に必要事項を記載の上でご提出するよう、お伝えください。

（なお、申請はご本人にてご対応をお願いいたします）

【提出書類】

- ①休業支援金・給付金「支給申請書（本人記載）」
- ②休業支援金・給付金「支給要件確認書（会社記載）」

【書類提出先】

なお、本制度について詳細を知りたい場合には、厚生労働省のホームページをご覧くださいか、厚生労働省コールセンターにお問い合わせを頂きますよう、下記にご案内いたします。

出所：東京東部地域ユニオン協議会（下町ユニオン）提供資料

うのはなかなか難しいところでありますけれども、民間企業における各種見舞金等の支給状況であるは、実際にアルバイトをされて、例えば大學生の皆さん方の平均のアルバイト収入が約三万円ということでもあります。そうしたことを総合的に勘案しながら、休業手当が支払われていない労働者に対する支援と手本制度の趣旨、また休業前賃金に比して過大なものとならないことを踏まえて、月額三万円以下かつ休業前賃金以下、休業前賃金を上回っていない別で、以下のようにすることで対応したいというふうに考えております。

○山井委員 できるだけ幅広く、特に所得者の方々には三万円では不十分かもしれませんので、もう少し柔軟に対応していただければということをお願いさせていただきます。

それと、ちょっと確認ですが、この法案においては、労働者でありますから、高校生であれ、大學生であれ、夜間の高校生であれ、外国人留學生であれ、全て要件を満たせばこの支援金の対象となるという理解でよろしいですか。

○加藤国務大臣 まさに、支援金は、中小企業で働く方が事業主の命により休業させられ、賃金、また休業手当を受け取ることができない状況というところでありますから、もちろん、雇用保険の対象者であればとも、以外の方も含め支給の対象になるということ、高校生だから、大學生だから、外国人留學生だからという除外支給のものではなくて、その方が当該条件に該当すれば当然支給の対象になるということ、留學生の方々については、大学を退学するか、中退するかどうかの、本日に人生がかかるかどうかだと思いますので、ぜひ幅広くをお願いしたいと思います。

そのことに関連しまして、先日大學生の方々からお話をお聞きしたんですが、完全な休業はない、四月になって、五月になって、週五日だったアルバイトが週一日に減ってしまったとかです。

設計し、運営を行っていきたいというふうに考えています。

○山井委員 これは本当に重要な制度だと思っております。この制度があることで、例えばアルバイトができてくなくて高校も中退しないだめだという相談の手紙も私はいろいろいただきました。アンケートでは、大學生の二割から三割が退学か休学を考えているということなんですね。そういう意味では、この制度の対象になるかどうかで人生が変わる方もたくさんおられると思います。

厚かまいお願いかも思いますが、やはり、高校生、大學生、留學生の方々にとってなかなか、申請するのはちょっと勇気が要すると思うんです。本当に申請していいのという思いがあると思うので、加藤大臣にお願いなのですが、高校、大學生、留學生に、こういう制度をつくったか、ぜひ要件に当たる方は申請してください、申請していいですよと一言言っていたらいいか、高職生、大學生、留學生は、本当にこういう制度を使えるのか、使っていないか、使うのは悪いことなんじゃないかというのがやはりあると思うんです。

ぜひ加藤大臣から高校生、大學生、留學生に、こういう制度ができたかぜひ積極的に活用してくださいという一言言っていたらいいかと思っております。

○加藤国務大臣 ありがとうございます。まず、基本的には、先ほどからさんご申し上げしております、まず、企業側には雇用調整助成金等を活用して企業から休業手当をまず払っていただきたというのをお願いしたいと思っております。その上で、休業を命じられながら休業手当が支給されていない、今言われた高校生、大學生、外国人留學生を含めて働いている方々、そうした方々の生活を守って、雇用を守っていただくことで今回の制度をつくらせていただいておりますので、ぜひこの制度をしつかり活用していただきたと思っております。そうした皆さんが申請しやすいような申請書に、我々は今一生懸命努力も

ね。だから、その結果、月十万円のアルバイト料があったのが月二万円に減ったとか、こういうふうなケースがよくあるんです。完全に仕事やゼロになったのはよくある、こういうケースの方が一般的だとさえ言えると思います。

事務方にお聞きすると、こういうケース、週五回だったアルバイトが週一回に減った、あるいは月二万円になった、この場合は週四日分の休業ということでの法案の対象になるというふうに聞いているんですが、そのような理解でよろしいですか。

○加藤国務大臣 基本的に、全期間が全て休業という、一般的な例は本来は週五日のところを二日休みとか三日休みとか、そういうケースがあります。したがって、そういった場合も当然対象になるということになります。

○山井委員 これは本当に、多くの方々が、休業者支援金ももらえるかどうかで生活が変わる、人生が変わるぐらいの非常に重要な制度だと思います。ついでには、もう本日に喉から手が出るくらい、早く制度が始まって支給していただきたという、早く制度が始まって支給していただきたという、具体的な、これは恐らく木曜日か金曜日に成立するんじゃないかと思っております。できるだけ早く受け付けを開始して、そして、受け付けをしただけで短期間で支給していただきたと思います。成立後、何日以内をめぐって受け付けを開始して、受け付けたケースは、めでたく結構ですが、何日以内をめぐって支給することを目指すのか、お答えください。

○加藤国務大臣 いずれにしても、できるだけ早くに我々もスタートさせたいというふうに思っております。制度の詳細等は今検討しております。また、申請の受け付け時期等は未定ではありますが、今のスケジュールで成立を図っていただければ、一カ月以内でぜひスタートを切りたいと思っております。また、支給に関しても、申請

から支給まで遅くとも二週間以内、ちよと今申請がふえているのでややおくれ気味でありません。それで対応するということ、お申し上げしております。で、今後、新たな支援金についても二週間以内を目途にやらせていただきたと思っております。

ただ、若干、最初、スタートのころは相当一週にわたって、申請が集中することが予想されますので、その辺はしっかりと我々も体制を整えながらやっていきたいというふうに思っています。か、や、スタートのころは若干それよりも遅れるかもしれませんが、できる限り二週間を目途に体制を組み、処理をしていきたいというふうに考えています。

○山井委員 本日に私も折るような思いであります。六月十二日金曜日この法案が成立する予定だと思っております。一カ月以内、細かいことを申し上げますが、早ければ七月末から支給を開始できることを目指す、そういうスケジュール感でよろしいですか。

○加藤国務大臣 七月末から支給、できる限り、スタートを一カ月以内ということではあります。それから二週間ということですから、遅くても七月末ぐらいには既に、一部の人はなるかもしませんが、こういう状況には遅くともしていきたいと思っております。

○山井委員 どうか本日よりよろしくお願いいたします。

それで、私もいろいろの方々と話しているんですが、問題は休業の証明書もところもあるでしょうけれども、例えば、ケースによっては、ブラック企業と言っては失礼ですが、何らかの事情で事業主が休業証明書を出してくれないお店や職場、あるいは、例えば高校生でしたら、あ

○加藤国務大臣 七月末から支給、できる限り、スタートを一カ月以内ということではあります。それから二週間ということですから、遅くても七月末ぐらいには既に、一部の人はなるかもしませんが、こういう状況には遅くともしていきたいと思っております。

○山井委員 どうか本日よりよろしくお願いいたします。

それで、私もいろいろの方々と話しているんですが、問題は休業の証明書もところもあるでしょうけれども、例えば、ケースによっては、ブラック企業と言っては失礼ですが、何らかの事情で事業主が休業証明書を出してくれないお店や職場、あるいは、例えば高校生でしたら、あ

○山井委員 どうか本日よりよろしくお願いいたします。

それで、私もいろいろの方々と話しているんですが、問題は休業の証明書もところもあるでしょうけれども、例えば、ケースによっては、ブラック企業と言っては失礼ですが、何らかの事情で事業主が休業証明書を出してくれないお店や職場、あるいは、例えば高校生でしたら、あ

○山井委員 どうか本日よりよろしくお願いいたします。

それで、私もいろいろの方々と話しているんですが、問題は休業の証明書もところもあるでしょうけれども、例えば、ケースによっては、ブラック企業と言っては失礼ですが、何らかの事情で事業主が休業証明書を出してくれないお店や職場、あるいは、例えば高校生でしたら、あ

○山井委員 どうか本日よりよろしくお願いいたします。

それで、私もいろいろの方々と話しているんですが、問題は休業の証明書もところもあるでしょうけれども、例えば、ケースによっては、ブラック企業と言っては失礼ですが、何らかの事情で事業主が休業証明書を出してくれないお店や職場、あるいは、例えば高校生でしたら、あ

○山井委員 どうか本日よりよろしくお願いいたします。

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

令和 2 年4月1日から12月31日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者

2 支援金額の算定方法

休業前の 1 日あたり平均賃金 × 80% ×（各月の日数（30日又は31日）－ 就労した又は労働者の事情で休んだ日数）

① 1 日当たりの支給額（11,000円が上限）

② 休業実額

3 手続内容

- ① 申請方法： 郵送、オンライン
（労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能）
- ② 必要書類：(i) 申請書、(ii) 支給要件確認書*
(iii) 本人確認書類、(iv) 口座確認書類、(v) 休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの、
※ 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの、事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。
※ 事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付（この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。）。

4 実施体制等

- 都道府県労働局において集中処理
- 問い合わせを受け付けるコールセンターを設置

10月29日時点（週報）※速報値

期間（週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
～7/16	4,134	4,134	0	0	0	0
7/17～7/23	12,760	16,894	817	817	101,127	101,127
7/24～7/30	19,636	36,530	2,830	3,647	315,625	416,752
7/31～8/6	23,057	59,587	10,811	14,458	950,330	1,367,083
8/7～8/13	27,367	86,954	12,601	27,059	1,043,777	2,410,860
8/14～8/20	33,784	120,738	18,207	45,266	1,523,262	3,934,122
8/21～8/27	44,763	165,501	22,854	68,120	1,910,355	5,844,477
8/28～9/3	50,847	216,348	24,285	92,405	1,906,183	7,750,659
9/4～9/10	49,522	265,870	29,265	121,670	2,295,847	10,046,506
9/11～9/17	55,072	320,942	33,810	155,480	2,563,110	12,609,616
9/18～9/24	50,631	371,573	21,578	177,058	1,601,547	14,211,163
9/25～10/1	93,826	465,399	34,889	211,947	2,555,610	16,766,772
10/2～10/8	37,976	503,375	51,749	263,696	3,952,523	20,719,296
10/9～10/15	46,931	550,306	56,213	319,909	4,298,704	25,018,000
10/16～10/22	38,847	589,153	58,663	378,572	4,328,230	29,346,230
10/23～10/29	27,619	616,772	56,338	434,910	4,270,180	33,616,410

出所：厚生労働省資料
（枠線、網掛けは山井事務所にて付記）

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中

観光庁参事官（観光人材政策）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
に関する周知及び事業主に対する協力要請について

平素より大変お世話になっており厚く御礼申し上げます。標記につきまして、厚生労働省職業安定局雇用保険課より下記のとおり要請があったところ、傘下会員事業者への周知に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業主の休業に関して、雇用調整助成金の特例を講じて支援しておりますが、資金繰りや人員体制の面から雇用調整助成金の活用が困難な中小企業に雇用される労働者については、休業している間に、賃金（休業手当）を受け取ることができない場合に労働者本人から申請することができる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金・給付金」といいます。）」を設けています。

休業支援金・給付金の申請に当たっては、事業主から、当該事業主が休業の事実などを証明していただく必要がありますが、厚生労働省に対して、一部の労働者、特に日々雇用契約を結び直していたりシフト制で働く方については、就労日が必ずしも明確ではないことに起因して、協力が得られずに申請・支給に至らない方もいらっしゃるの声を寄せられております。

こうしたことから、厚生労働省において、改めて事業主の皆さまに協力をお願いすることと併せ、休業支援金・給付金の対象となる「休業」を明確化するため、以下を主な内容とするリーフレットを作成しました。

《リーフレットの主な内容》

○表面

- ・ 事業主の皆さまへの協力依頼となっています。

休業支援金・給付金の支給に当たり、「支給要件確認書」で事業主が休業させた事実を証明いただく手続は、休業支援金・給付金の支給要件を確認するためのものであり、労働基準法第 26 条の休業手当支払義務の該当性を判断するものではありません。

○裏面

- ・ 休業支援金・給付金の対象となる「休業」の明確化等についてお知らせするものです。
- ① 日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制などの方についても、事業主から、当該事業主が休業させた事実等の証明があれば、休業支援金・給付金の対象となります。
- ② ①により休業の事実が確認できない場合であっても、以下のケースについては、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。
 - > 労働条件通知書などの文書から就労予定日などが確認できる場合
 - > 過去 6 か月間同じ事業所で継続して一定の頻度で就労していた実績があり、事業主において新型コロナウイルス感染症がなければ同様の勤務を続けさせる意向があったと確認できる場合

つきましては、傘下会員事業者に周知の御協力をお願い申し上げます。

また、休業支援金・給付金に関するお問い合わせに対応するコールセンターが設けられていますので、併せて周知をお願いします。

《厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター》

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

出所:厚生労働省資料

(公社) 全国民営職業紹介事業協会

様
様

いつも大変お世話になっております。

厚生労働省 様です。

標記につきまして、以下のとおり周知等をお願いしたくご連絡させていただきました。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業主の休業に関して、弊省においては、雇用調整助成金の特例を講じて

支援させていただいておりますが、資金繰りや人員体制の面から雇用調整助成金の活用が困難な中小事業者には雇用される

労働者については、休業している間に、賃金（休業手当）を受け取ることができない場合に、労働者本人から申請することができる

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金・給付金」といいます。）」を設けています。

休業支援金・給付金の申請に当たっては、事業主から、当該事業主が事実などを証明していただく必要がありますが、

弊省に対して、一部の労働者、特に日々雇用契約やリフト制で働く方については、就労日が必ずしも明確ではないことに起因して、協力が得られずに申請・支給に至らない方もいらっしゃるとの声をいただいています。

こうしたことから、弊省において、改めて事業主の皆さまに協力をお願いすることと併せ、休業支援金・給付金の対象となる

「休業」を明確化するため、以下を主な内容とするリーフレットを作成いたしました。

(リーフレット)

(掲載URL)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

《リーフレットの主な内容》

○表面

・ 事業主の皆さまへの協力依頼となっております。

休業支援金・給付金の支給に当たり、「支給要件確認書」で事業主が休業させた事実を証明いただく手続は、休業支援金・給付金の支給要件を確認するためのものであり、労働基準法第26条の休業手当支払義務の該当性を判断するものではありません。

○裏面

・ 休業支援金・給付金の対象となる「休業」の明確化等についてお知らせするものです。

日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制などの方についても、事業主から、当該事業主が休業させた事実等の証明があれば、

休業支援金・給付金の対象となります。

①により休業の事実が確認できない場合であっても、以下のケースについては、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。

> 労働条件通知書などの文書から就労予定日などが確認できる場合

> 過去6か月間同じ事業所で継続して一定の頻度で就労していた実績があり、事業主において新型コロナウイルス感染症がなければ

同様の勤務を続けさせる意向があったと確認できる場合

つきましては、貴団体様の会員団体様、会委員企業様に対し、周知の御協力をお願い申し上げます。

なお、休業支援金・給付金に関するお問い合わせに対応するコールセンターが設けられていますので、併せて周知をお願いできますと幸いです。

《厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター》

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

以上でございます。

たびたびお手数をおかけし大変申し訳ございませんが、何卒よろしくお願い申し上げます。

出所:厚生労働省資料

【コメントの抽出】

1. 節約

○食事の回数と量を減らす、質を落とす

- ・ **自分は1日1食、子供はお休みの日は2食。**
- ・ 賞味期限が切れても数日なら食べる。
- ・ **自分の朝ごはんをやめて、職場のウォーターサーバーのお湯を朝ごはんにしている。**
- ・ **子どもの朝ご飯を遅らせて、お昼ごはんをお菓子にしたら、夜ご飯を食べさせている。**
- ・ **昼ご飯を抜き、ご飯は基本子どもが残したものを食べている。**

○調理等

- ・ もやしのレシピを増やしている。
- ・ 9円のうどんと18円のもやし、キャベツをぐるぐるまわしています。
- ・ 食事は肉は鶏むね肉、野菜はもやしを中心している。
- ・ そうめんを続けている。
- ・ 粉物で少量でも満腹感が得やすいものを積極的にとっている。また、サバ缶は腹持ちもよく、缶詰では比較的安全手に入るので、活用しています。
- ・ 最近は野菜が高いのでなるべく野菜を使わずにごはんを作ったり、ごはんの品数を減らすなど。

○生活用品・様式

- ・ シャンプー・リンス・ボディソープ・洗顔フォーム・メイク落とし・化粧水・乳液等は買わずに、全て一個百円以下の固形石鹸を使っている。
- ・ **子どものおむつは頻繁には替えない。**
- ・ 遠くまで自転車で行きバス電車を使わない。
- ・ 美容院に行くとお金ももたないなので、自分で切っている。
- ・ **子どもが無事に高校に合格出来たとしても、制服代・靴代・体操着代などを払うことができるのか不安な状況。**
- ・ 洗剤の代わりに塩を使用している。

○フードバンク等の利用

- ・ お弁当支援を利用して食費を浮かせている。
- ・ 2ヶ月に一度フードバンクを利用させてもらっている。
- ・ 地元のフードバンクなど貰えるところを探して何とかしのいでいる。

2. 買い物の工夫

- ・ 買い出しは週末に1週間分まとめて行き、平日は極力買い物はしない。どうしても買うものがあるときのみ、お財布に必要な額を入れて、それ以外の日は、基本お財布にはほとんどお金を入れない。
- ・ スーパーの半額になる時間に足を運び、安いものを選んでる。
- ・ 日持ちのする乾物を安い時に買っている。
- ・ 子供の服は買わずに、知人からお下がりを貰う。
- ・ 週末に食材を安いスーパーで買いためをして、冷凍保存しておく、

3. 光熱費節約の工夫

- ・ 子どもが家にいないとき冷房をつけない。
- ・ **Wi-Fiやタブレットの通信機器を解約し、Wi-Fiスポットに行って、スマホのアプリやセキュリティー更新をしている。**
- ・ **水道代節約のためトイレは一回一回、流さない。**出来る限りクーラー使用せず(熱中症には配慮)扇風機が窓全開で自然の風を利用。
- ・ コンセントをこまめに抜いている。
- ・ テレビはほとんどつけない。

4. 学習・遊び・文化

- ・ 児童館、公園、図書館、動物公園など無料で遊べる施設を利用する。
- ・ 交通費のかからない都営交通バスで行ける範囲の遠くの公園に出かける等している。
- ・ 子どもの習い事を月極めではなく単発に切り替えた。大学受験本番なので、受験直前だけでも塾へ通いたいと、子どもから言われたが、入塾を諦めた。
- ・ 図書館が再開したので、書籍は購入を諦め借りにしている。
- ・ **子どもが部活を辞めた。**

5. 借りる・売る・応募

- ・ 全ての預金を使い、生命保険から借り入れし生活をしている。
- ・ **4月から少ない貯金と国からの一時金の20万円で生活しており、来月のお給料日まで残り8000円しかない。**
- ・ **給付金でなんとかやっていたが、もう先は何もないので不安でいっぱい。**
- ・ 不要品を売り現金化しているが難しく、現在は在宅でアルバイトをして足りない分を補填しようとしているものの、収入が安定しない。
- ・ 前回送ってもらったお米等と児童扶養手当等でなんとか生活しているが、そろそろ限界で生活保護を考えている。
- ・ 貯蓄を切り崩している。
- ・ 社会福祉協議会から、貸付を受けている。仕事を三つ掛け持ちして、今月から少し収入ができた。
- ・ 不要な物を売ったりしている。
- ・ 緊急小口資金を申し込んだ。

6. 仕事関連

- ・ **夜子供が寝てから、ガールズバーに働きにできるようにした。**
- ・ やむを得ずもうひとつ新聞配達のパイトははじめた。
- ・ **うつ病になり仕事を解雇された。**
- ・ 3月から仕事探しをして、8月からパート先が決まったが、その間は収入がなくなり、貯蓄がかなり減った。
- ・ 子どもの放課後活動が休止なのであまり長い時間はできないが、短時間のパートをひとつ増やした。
- ・ アルバイトを探してもコロナ感染者が職場に出た影響で、立て続けに解雇されている。
- ・ **仕事と家庭の両立をがんばりすぎて、抑うつ応障害になり、今月頭から、休職になってしまった。派遣のため、このまま解雇になる。**

以上

低所得のひとり親世帯などへの臨時特別給付金の
予備費を使った年内の2度目の支給を求める要望書

2020年11月4日

会派 厚生労働部会

ひとり親世帯の多くは平時でさえ苦しい生活状況にあるが、新型コロナウイルスの影響によって、より厳しい生活を強いられている。

こうした状況を踏まえ、政府は、第2次補正予算により、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金を支給することを決定した。

しかし、「認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ」が9月に行ったアンケート調査では、シングルマザーの約6割が収入減、約1割が収入がないとしているほか、1日2食など食事の回数や量を減らしているという深刻な状況が明らかになった。

ひとり親は、子育てのために正社員になることが難しく、多くの者が非正規雇用で働いている。その結果、雇止めにあたり休業手当が出ないなど、新型コロナウイルスの影響を最も受けているのが、ひとり親世帯であるといっても過言ではない。

政府は、GoToトラベルを実施し旅行需要を喚起しているが、ひとり親世帯には無縁であり、このままでは年を越すことすらできないという悲鳴の声が聞こえてくる。

こうした状況から、ひとり親世帯からは、予備費を使用し、年内に臨時特別給付金を再度支給してもらいたいという強い要望が上がっている。我が党の「つながる本部&ジェンダー平等推進本部合同会議」においても「認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ」から同様の要望がなされている。

菅総理は、去る10月26日の所信表明演説で、「ひとり親家庭への支援など、子どもの貧困対策に社会全体で取り組みます」と明言しており、この要望は菅総理の考えとも一致する。

ついでに、ひとり親世帯の深刻な生活困窮に対して経済的な支援を早急に行うべく、予備費を活用し、年内に再度、低所得のひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給すべきである。また、ひとり親世帯以外の子どもがいる住民税非課税世帯等に対しても、近い将来、同様の経済的な支援を実施すべきである。

■低所得のひとり親世帯などへの臨時特別給付金の予備費を使った年内の2度目の支給■

【支給対象者】

- ①児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
- ③家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

【支給額】

- 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【所要額】

- 775億円程度（約119万人×平均6.5万円＝775億円程度）

※今回の2度目の支給では、5万円の追加給付（減収世帯に対する上乘せ）は実施しない。ひとり親世帯以外の子どもがいる住民税非課税世帯等に対しても、近い将来、同様の経済的な支援を実施すべきである。

出所：立憲民主党HP資料

今後のコロナ禍対策と来年度予算編成に向けた要望

公益財団法人あすのば

コロナ禍対策の第2次補正予算において、ひとり親世帯への特別臨時給付金など私たちの要望の多くを実施していただき、心からお礼申し上げます。

一方で、子ども・若者の貧困世帯へのコロナ禍の影響は、より深刻になっています。全国の高校生世代を対象とした「あすのば緊急支援給付金」には、定員の5倍の5,866人の申請があったため、募金期間を延長。1億8,641万円ものご寄付をいただき、3,713人に給付金を届けました(11月0日現在)。申請者の75%はひとり親世帯でしたが、24%が両親のいる世帯であり、ひとり親世帯以外も厳しい状況です。

以下の要望につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

■ひとり親世帯特別臨時給付金の再支給と住民税非課税世帯も同様な支給を

ひとり親世帯への特別臨時給付金(5万円+子ども2人目以降3万円)の2度目の支給をしてください。今春見送られたひとり親世帯以外の住民税非課税世帯(家計急変した住民税非課税相当世帯含む)で高校生以下の子どもがいる世帯にも同様の支給をしてください。

■高校生への奨学給付金の上乗せ支給と高校入学準備金の支給を

コロナ禍の高校生世代への支援が抜け落ちています。大学受験や就職活動を控えた高校3年生への一律2万円の給付に加えて、高校生への奨学給付金の5万円の上乗せ支給をしてください。また、中学3年生への支援として山梨県が実施している住民税非課税世帯対象の高校入学準備給付金(5万円)制度と同様の支援を全国で実施してください。

■高校生・学生の中退防止や子ども・若者の自殺防止などへの支援強化を

コロナ禍による高校生や大学・専門学校生の中退があってはなりません。また、学校に通っていない同世代への支援も必要です。さらに、8月の中高生の自殺者数は前年同月比で倍増しており、子ども・若者の自殺防止と心のケアを強化してください。

■高卒就職希望者などの若者にも高等教育無償化同様の手厚い支援を

コロナ禍で今春高校を卒業した生徒の就職内定が取り消しとなり、進路未定の若者も少なくありません。高等教育無償化制度と同様に、進学しない若者にも手厚い支援が必要です。来春就職希望者や進路未定の若者、就職しても減収や解雇となった若者への経済的支援を含む多面的な支援をすすめ、すべての若者に光があたる支援をしてください。

■生活保護世帯の大学・専門学校進学における世帯分離を廃止

生活保護世帯の子どもたちの大学・専門学校進学率は36.1%で全世帯82.8%の半分以下です。貧困の連鎖を断ち切るためには、高等教育への進学における世帯分離を廃止し、生活保護を受けていても進学できる制度にしてください。

■児童扶養手当の増額・要件の緩和を すべての困窮世帯への経済的支援を

貧困率が極めて高いひとり親世帯への児童扶養手当の増額や支給要件の緩和をしてください。また、生活保護受給世帯やひとり親世帯以外の生活困窮世帯への経済的支援はほとんどありません。児童扶養手当と同じような経済的支援制度を新設してください。

コロナシフト 2020年11月10日 19時17分 JST

全国の自殺者数、4か月連続で増加。女性は10月、前年比82%も増える

7月以降、特に女性の自殺者数が大幅に増加している。

ハフポスト日本版編集部



AlexLynch via Getty Images

イメージ写真

10月の自殺者数が全国で計2153人となり、昨年同月に比べて約4割増えたことが、警察庁の統計で分かった。自殺者数は7月以降、4か月連続で増えていて、特に女性の自殺者数の大幅増が続いている。

警察庁が公表した統計によると、10月末の自殺者数は速報値で2153人（前年同月比614人増、39.9%増）だった。男女別では男性1302人（前年比229人増、21.3%増）、女性851人（同385人増、82.6%増）で、特に女性の増加幅の大きさが目立つ。（前年の統計：[警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等](#)）

7月以降、特に女性の自殺者数が大幅に増加している。厚生労働大臣指定法人「いのちを支える自殺対策推進センター」(JSCP)は10月に記者会見を開き、コロナ禍の自殺の動向について分析結果を報告。人気俳優の自殺報道や、新型コロナウイルスによる生活環境の変化などが影響している可能性を指摘した。

出所：HUFFPOST HP2020/11/10掲載